住宅の被害認定の運用見直しについて

【見直しの経緯】

災害による住宅被害については、国が示した「災害の被害認定基準」(平成13年6月28日付内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき、市町村が被害程度を認定し、リ災証明書を発行している。

これについては、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際に、 衆議院において「浸水被害、地震被害の特性にかんがみ、被害実態に即し て適切な運用が確保されるよう検討を加えること」との附帯決議がなされ ている。

この附帯決議を踏まえ、住宅の被害認定の運用見直しを平成21年6月 16日から実施。

被害認定の具体的な調査・判定方法は、「災害の被害認定基準」を受けて、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定めており、今回、この運用指針の見直しを行った。

【見直しのポイント】

1.災害による被害の実態を考慮した判定方法の追加

水害の被害実態を適切に反映できるような判定方法を定めていない。

(水害)

被害実態に即した被害認定ができるよう、次の判定方法を追加

次の被害を損害として算定できるようにする。

・床下への汚泥堆積と汚 泥除去のための床板の 取り外し



・浸水した壁内部の部材 取り外しに伴う他の部 材の取り外し



2 階建住宅の中で 1 階が果たしている機能の 重要性を考慮し、 1 階の損害を割増し(1.25 倍) て算定できることとする。 地盤被害、風害の被 害実態を適切に反映 できるような判定方 法を定めていない。

(地盤被害)

基礎の直下の地盤の流出、陥没等を基礎の損害として算定できるようにする。



(風害)

風害に伴う飛来物による被害を 損害として算定できるようにす る。



2.災害ごとの被害認定方法の明確化

運用指針が、「地震等」及び「浸水」の2編構成となっており、水害による住宅被害については、両方を参照する必要があるなど、わかりにくい。

運用指針を「地震」、「水害」、「風害」の3編構成 に改め、災害の種類に応じて各編を参照すれば被 害認定を行えるようにする。

3.被災建築物応急危険度判定との連携

被災建築物応急危険度判定との連携の詳細について、具体的に定めていない。

応急危険度判定の判定結果で、被害認定調査の際 に参考にできる点を明確化

(参考) 応急危険度判定の判定結果を示すステッカー







災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容 平成 21 年 6 月

1. 運用指針の構成

「地震等」と「浸水」の2編構成を、「地震」、「水害」、「風害」の3編構成とし、災害の種類に応じた調査・判定方法を定めることとする。

災害	想定している住家被害
地震	・ 地震力が作用することによる住家の損傷
地辰	・ 地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
	・ 浸水することによる住家の機能損失等の損傷
水害	・ 水流等の外力が作用することによる住家の損傷
	・ 水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
	・ 風圧力が作用することによる住家の損傷
風害	・ 暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷
八二	・ 損傷した箇所から雨等が降り込むことによる住家の機能損失等
	の損傷

2.調査方法

(1)災害ごとの調査フローの明確化

現行運用指針で定められている3段階(地震等)又は2段階(浸水)の判定フローに代えて、災害ごとに調査フローを定めることとする。

災害	調査フロー
地震	地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。 第1次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素(外部から調査可能な部分に限る。)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
水害	水害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の 目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の計測及び住家の主要 な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
風害	風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の 目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごと の損傷程度等の目視による把握を行う。

(2)被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。) との連携

調査の対象とする地域の設定や調査する地域の順番の決定等、 被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果 を参考にすることができることを明記する。

被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、その判定結果及びコメントを確認することとする。

(3)調査結果の記録等

調査結果(調査票、損傷状況の分かる写真等)については、 被災者から求められた場合等に、住家の被害の程度の判定結果 及びその理由について情報提供できるよう、適切に記録し、整 理しておくこととする。

(4)被災者から不服の申立てがあった場合の対応

調査実施後(地震の場合は第2次調査実施後) 被災者から判定結果に対する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示すこととする。

3.判定方法

(1)一見して全壊と判定する場合の追加

地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある次のような 場合について、外観から一見して全壊と判定することとする。

- ・基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に、地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合
- (2)傾斜と沈下量から全壊と判定する場合の追加

非木造の住家のうち、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上であり、かつ、地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量が30cm以上の場合は、全壊と判定することとする。

(3)明らかに半壊に至らないと判定する場合の追加

風害により被災した住家の被害認定において、外装に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、半壊に至らないと判定する。

外装:木造・プレハブの住家にあっては、屋根、外壁及び建具とし、非木造の 住家にあっては、外部仕上・雑壁・屋根とする。

(4)各部位の範囲及び構成比の見直し

木造・プレハブの住家の内壁及び耐力壁の範囲を次のとおり明確化する。

耐力壁	土塗壁、筋かいを入れた軸組、柱及び間柱にボード等を釘打ち
	した軸組、枠材に合板等を釘打ちしたパネル等
内壁	モルタル塗り仕上、しっくい塗り仕上、合板壁やボード (クロ
	ス等の壁紙を貼った部分を含む。) の仕上面、断熱材

木造・プレハブの住家の設備及び非木造の住家の設備等(外部階段を含む。)のうち住家内のものについて、対象範囲を見直す。

	現行	見直し案	
対象設備	台所の流し台、洗面台、便器、 浴槽等の本体、配管の取り付け 口等	システムキッチン、洗面台、便 器、ユニットバス、配管の取り 付け口等	

木造・プレハブの住家の設備、及び非木造の住家の設備等(外部階段を含む。)の対象範囲の見直しに伴い、部位別構成比について次の見直しを行う。

木	造・プレハフ	ブ		非木造	
部位	現行	見直し案	部位	現行	見直し案
設備	5 %	1 0 %	設備等(外部 階段を含む。)	10%	1 5 % (住家外 5 %、 住家内 1 0 %)
外壁	1 5 %	1 0 %	建具	1 0 %	5 %

地震による住家被害に係る第1次調査(木造・プレハブ)の判定における部位別構成比について、次の見直しを行う。

現行 (2次判	
屋根	10%
柱(又は耐力壁)	3 0 %
外壁	5 0 %
基礎	1 0 %



見直し (第1次訓	
屋根	1 0 %
壁 (外壁)	8 0 %
基礎	1 0 %

(5)損傷の例示及び損傷程度の見直し

木造・プレハブの住家において、基礎の直下の地盤が流出、陥 没又は液状化した場合には、その部分の全基礎長さを損傷基礎 長とする。

当該部位以外の部位の損傷を補修するための工事(いわゆる道連れ工事)に伴う損傷を木造・プレハブの住家の内壁、柱(又は耐力壁)及び床(階段を含む。)の損傷の例示に追加する。

部位	損傷の例示	損傷程度
内壁	・ 柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部(仕上)の取り外しが必要である。	5 0 %
柱(又は	・ 浸水により断熱材の吸水による機能損失(再使用が不可能な程度)が見られるため、耐力壁の一部(ボード等)の取り外しが必要である。	1 0 %
耐力壁)	・ 浸水により壁体内部の柱等が著しく吸水しているため、耐力壁の一部(ボード等)の取り外しが必要である。	10%
床(階段 を含 む。)	・ 床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部 (床板等)の取り外しが必要である(基礎の構 造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。)。	7 5 %

水害による汚泥堆積の被害を木造・プレハブの住家の基礎の損傷の例示に追加する。

部位	損傷の例示	損傷程度
基礎	・ 汚泥が堆積している。	1 0 %

暴風に伴う飛来物による損傷を木造・プレハブの住家の屋根、耐力壁及び外壁の損傷の例示並びに非木造の住家の耐力壁及び外部仕上・雑壁・屋根の損傷の例示に追加する。

損傷の例示	損傷程度
・ 一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。	25%
・ 金属板葺材の半分程度がはがれている。(木造・プレハブ	5 0 %
の屋根の場合に限る。) ・ 一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。	5 0 %
・大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。・野地板の一部がはがれている。(木造・プレハブの屋根の場合に限る。)	7 5 %
・全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、 貫通痕がある。・野地板の損傷が著しい。(木造・プレハブの屋根の場合に 限る。)	100%

木造・プレハブの住家の設備及び非木造の住家の設備等(外部階段を含む。)のうち住家内のものについて、次のとおり損傷の判断の目安を定める。

台所	損傷率30%の範囲内で判定する
浴室	損傷率30%の範囲内で判定する
その他	損傷率40%の範囲内で判定する

水害による住家の損傷の損傷程度を実態に合わせ、次のとおり 見直す。(()内が現行の損傷程度)

【木造・プレハブの住家】

部位	損傷の例示	損傷程度
内壁	・ 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・ 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等 が見られる。(下地材の交換を要しない程度) ・ 浸水により塗土の半分程度が剥落している。	5 0 % (3 0 %)
天井	・ 浸水により天井仕上(クロス等)の剥離・表面 劣化が見られる。(下地材の交換を要しない程 度)	7 5 % (3 0 %)
建具	・ 浸水による襖・障子・ドアの破損。(表面、格子、縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)	1 0 % (1 5 %)

【非木造の住家】

部位	損傷の例示	損傷程度
内部仕上・天井	【内部仕上】 ・ 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・ 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。 【天井】 ・ 浸水により天井仕上(クロス等)の剥離・表面劣化が見られる。(下地材の交換を要しない程度)	5 0 % (3 0 %)
建具	・ 浸水による襖・障子・ドアの破損。(表面、格子、縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)	1 0 % (1 5 %)

(6)2階建等の住家における1階等の価値を考慮した損害割合の 算定

水害等により専ら1階が被害を受けた住家については、原則として当該住家の損害割合を1.25倍できることとする等、2以上の階を有する住家における1階等の価値を考慮した損害割合の算定方法を定めることとする。

(7)応急危険度判定との関係

応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もあることとする。

- ア.建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ.建築物全体又は一部の著しい傾斜

市町村において災害の規模等に応じた適切な調査が実施できるよう、調査票について、引き続き検討を行う。